

平成 22 年 6 月
総務部契約管財課

入札制度の見直しに伴う指名停止措置の取扱いについて

平成 22 年 6 月からの入札制度の見直しにともない、次のような行為については、瀬戸内市建設工事等請負業者指名停止要綱（以下指名停止要綱という）に基づく指名停止措置の対象となりますので、今後の入札参加に当たっては十分ご留意ください。

記

入札に係る予定価格、最低制限価格について聞きだそうとする不当な行為を行った場合

指名停止要綱別表第 15 号

ア「入札において、公正な取引の秩序を乱したと認められる場合」

入札における質問事項について、ファックスによらず電話や口頭による質問を繰り返し行った場合

指名停止要綱別表第 15 号

ウ「その他不正又は不誠実な行為を行った場合」